

京 都 大 学 ロ ー ム 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(統括管理者)</p> <p>第 4 条 記念館に統括管理者を置き、<u>国際融合創造センター長</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 20 条 記念館に、記念館の運営に関する重要事項を審議するため、ローム記念館運営委員会（以下本条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括管理者</p> <p>(2) <u>国際融合創造センター</u>の教授 若干名</p> <p>(3) <u>国際イノベーション機構長</u></p> <p>(4) 工学研究科事務部長</p> <p>(5) その他統括管理者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第 2 号及び第 5 号の委員は、統括管理者が委嘱する。</p> <p>4 委員会に委員長を置き、統括管理者をもって充てる。</p> <p>5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(統括管理者)</p> <p>第 4 条 記念館に統括管理者を置き、<u>産官学連携センター長</u>をもって充てる。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 20 条 (同 左)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括管理者</p> <p>(2) <u>産官学連携センター</u>の教授 若干名</p> <p>(3) 工学研究科事務部長</p> <p>(4) その他統括管理者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第 2 号及び第 4 号の委員は、統括管理者が委嘱する。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 }</p> <p>6 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>